

# 防衛省自衛隊東京地方協力本部の敷地における 内閣衛星情報センター施設整備協定書の 一部変更に係る協定書

防衛省整備計画局施設計画課長（以下「甲」という。）及び内閣衛星情報センター管理部会計課長（以下「乙」という。）は、甲と乙が令和元年12月12日に締結した防衛省自衛隊東京地方協力本部の敷地における内閣衛星情報センター施設整備協定書（以下「原協定書」という。）の変更協定を次のとおり締結する。また、令和5年3月23日に一部変更した協定書については廃止する。

なお、記載なき条項については、原協定書のとおりとする。

## （整備対象区域）

第2条 原協定書第2条を次のように変更する。

削除

2項 削除

## （施設整備の実施）

第3条 原協定書第3条を次のように変更する。

削除

2項 削除

3項 削除

4項 削除

5項 削除

6項 削除

7項 削除

8項 削除

9項 削除

## （施設整備の期間）

第4条 原協定書第4条を次のように変更する。

削除

(施設整備の費用)

第5条 原協定書第5条を次のように変更する。  
削除

(維持管理の実施)

第6条 原協定書第6条を次のように変更する。  
庁舎増築部（地上部分の壁面緑化含む）に係る維持管理（清掃、点検、保守、  
運転・監視、警備等）は、乙が行う。また、維持管理にあたり、必要に応じて、  
東京地本敷地に立ち入りをする場合、乙は甲に協議のうえ実施する。

(維持管理の費用)

第7条 原協定書第7条を次のように変更する。  
庁舎増築部（地上部分の壁面緑化及びマシンハッチ含む）に係る光熱水費、維  
持管理に係る費用は、乙が負担するものとする。

上記協定の締結の証として、本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

令和6年3月27日

甲 防衛省整備計画局施設計画課  
住所 東京都新宿区市谷本村町5-1  
氏名 課長 北岡 亮 (公印省略)

---

乙 内閣衛星情報センター管理部会計課  
住所 東京都新宿区市谷本村町9-13  
氏名 課長 角田 哲也 (公印省略)

---